

平成 22 年度 林野庁補助事業

(木質バイオマス利用加速化事業)

木質ペレット等地域流通整備事業

公募要領

公募期間

応募受付は平成 22 年 5 月 19 日 (水) ~ 6 月 18 日 (金) (当日消印有効)

応募申請書類の提出先及びお問合せ先

木質ペレット等地域流通整備事業事務局

株式会社森のエネルギー研究所 (担当者: 長崎、前保)

〒198-0036 東京都青梅市河辺町 5-10-1 セントラルビル 2F

TEL : 0428-28-0010

FAX : 0428-28-0037

E-mail : info@mori-energy.jp

※下記ホームページから公募要領や申請書様式を入手することができます。

木質ペレット等地域流通整備事業 ホームページ

<http://www.mori-energy.jp/ryu-tu/top.html>

目 次

1. 事業の目的と概要	2
2. 応募要件	2
2.1 応募対象となる事業等の要件	2
2.2 事業実施体制について	3
2.3 実施内容	3
2.4 本公募の対象とする課題領域例	4
3. 事業実施期間	5
4. 助成内容	6
4.1 助成率	6
4.2 助成対象経費の範囲	6
5. 応募方法	8
5.1 応募に必要な書類	8
5.2 提出書類及び提出部数	8
5.3 募集期間	8
5.4 応募申請書の提出先及び問い合わせ先	8
6. 実施事業者の選定について	9
6.1 審査の方法	9
6.2 審査基準	9
6.3 審査結果の通知	9
7. 事業の実施及び助成金の交付に必要な手続き等	9
8. 助成金交付決定者に係る責務等	10
8.1 事業の推進	10
8.2 助成金の経理管理	10
8.3 事業成果等の報告（及び発表）	10
8.4 視察の受入れ・成果報告会等への協力	10
8.5 収益納付等	10
8.6 知的財産の帰属等	11
8.7 消費税等仕入控除税額の取扱	11

1. 事業の目的と概要

木質バイオマスの利活用は、地球温暖化の防止、林業や地域の活性化、雇用の場の確保に資することから、従来から木質バイオマスの利用推進を図ってきたところですが、毎年約 2,000 万 m³と大量に発生している間伐材等林地残材については、搬出・運搬コストが高いこと等の理由から、ほとんど利用されていない状況にあります。これらの利用を促進するためには、地域との連携を図り、公共施設や一般家庭など需要者の開拓により裾野を広げることが必要となっております。

そこで本事業では、地域における木質ペレット等バイオマス燃料の安定的な販路の開拓及び需要に見合った生産・集荷・流通体制の構築について、検討・計画立案・実証・評価等を行う事業者に対し、助成を行い、実証で得られた成果を包括した汎用性のあるモデルの創出を行うものとします。

本事業では、既に木質バイオマスの流通が一定量存在する地域において、さらなる需要拡大につなげるため流通の高度化を図り、我が国の木質バイオマス流通のモデルとなる取り組みを行う事業者を公募、選定し、モデル実証のための必要な支援を行います。本事業の採択事業者の方は、実証内容の検討・実施計画の立案・実証・評価の一連の過程を実施していただくこととします。

2. 応募要件

2.1 応募対象となる事業等の要件

(1) 本事業の対象とする木質バイオマス燃料

本事業では、木質バイオマス燃料全般（木質ペレット、木質チップ、薪等）を対象とします。

(2) 本公募の対象とする取り組み

取り組み内容として、以下のそれぞれの条件を満たすものとします。

- ① 木質バイオマス燃料の需要拡大を促す取り組み
- ② 木質バイオマス燃料の流通過程を高度化する取り組み
- ③ 本事業による実証内容が、他地域において模範となる取り組み

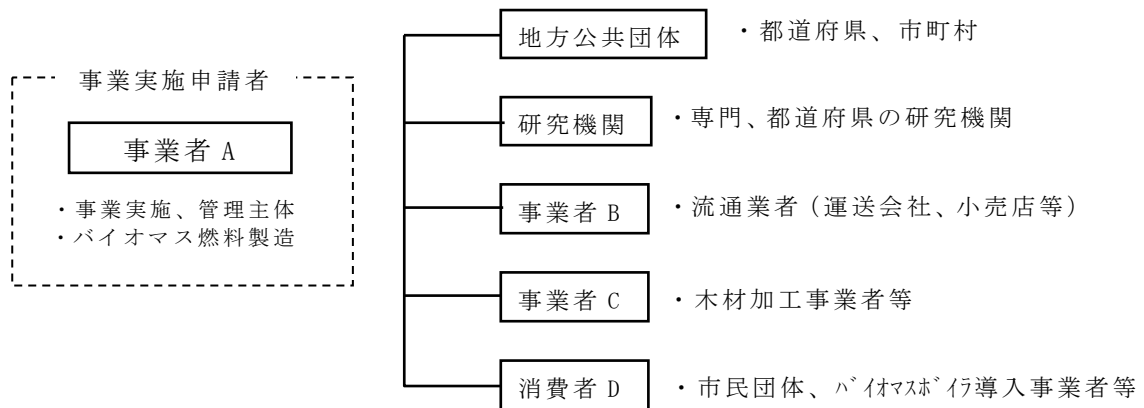
(3) 応募者の資格

- ① 地域における木質バイオマス燃料の安定的な販路を開拓し、需要に見合った生産・集荷・流通体制を構築することのできる民間事業者、NPO 法人、市町村、都道府県で、本事業の遂行に必要な体制、人員等を有していること。
- ② 本事業を円滑に遂行するために必要な経営（運営）基盤を有し、かつ資金、実施体制について十分な管理能力を有していること。
- ③ 事業で得られた調査データ、課題、考察結果等の成果をまとめ成果報告会の場で発表できること。（国内 3 地域の主要都市で成果報告会の開催を予定）

2.2 事業実施体制について

本事業を実施する際は、地域でのバイオマス利用拡大と流通整備に関係する自治体、事業者、ユーザー等を加えた事業検討委員会（以下、委員会とする）を設置して事業の適切な実施を図るものとします。なお、委員会は年間 4 回程度開催していただきます。

図表 1 事業の実施体制例



注：事業を実施する上で、既存団体等の複数の事業者による取組みは可能ですが、申請者は主として事業を実施する事業者として下さい。

2.3 実施内容

本事業実施期間内に以下の内容を実施します。その際、定期的に行う委員会での事業の進捗状況の確認や事業進行時に発生する障害への対応方法などを検討していただきます。

図表 2 事業の実施工程例及び実施内容例

実施工程（例）	実施内容（例）
① 現況・分析の検討	対象とする地域における林業・林産業の状況、地域における熱需要の把握、木質バイオマス燃料利用の進展度（現状の流通量・流通方法、需要者数等）を考慮し、当該地域の木質バイオマス利用拡大・流通システムの課題の抽出及び課題解決に向けた方法を検討します。
② 改善計画立案	①で検討した調査・分析に基づき、③で実施する実証のための計画を立案します。
③ 実証試験	②で立案した計画に基づき、需要拡大・流通システムの実証を行います。①の課題を解決するため、調査を行う、必要な設備のリースを行う、流通拠点を増設する、新たな流通形態・方法を試行する等の実証行為を行います。
④ 評価と課題・対応策	③で行った実証により得られたデータや知見等をとりまとめ、今回検討・実証したシステムの評価を行うとともに、今後の課題と対応策について検討を行います。

2.4 本公募の対象とする課題領域例

本事業で公募の対象とする課題領域と対策の例を以下に示します。

図表 3 課題領域と課題対策例

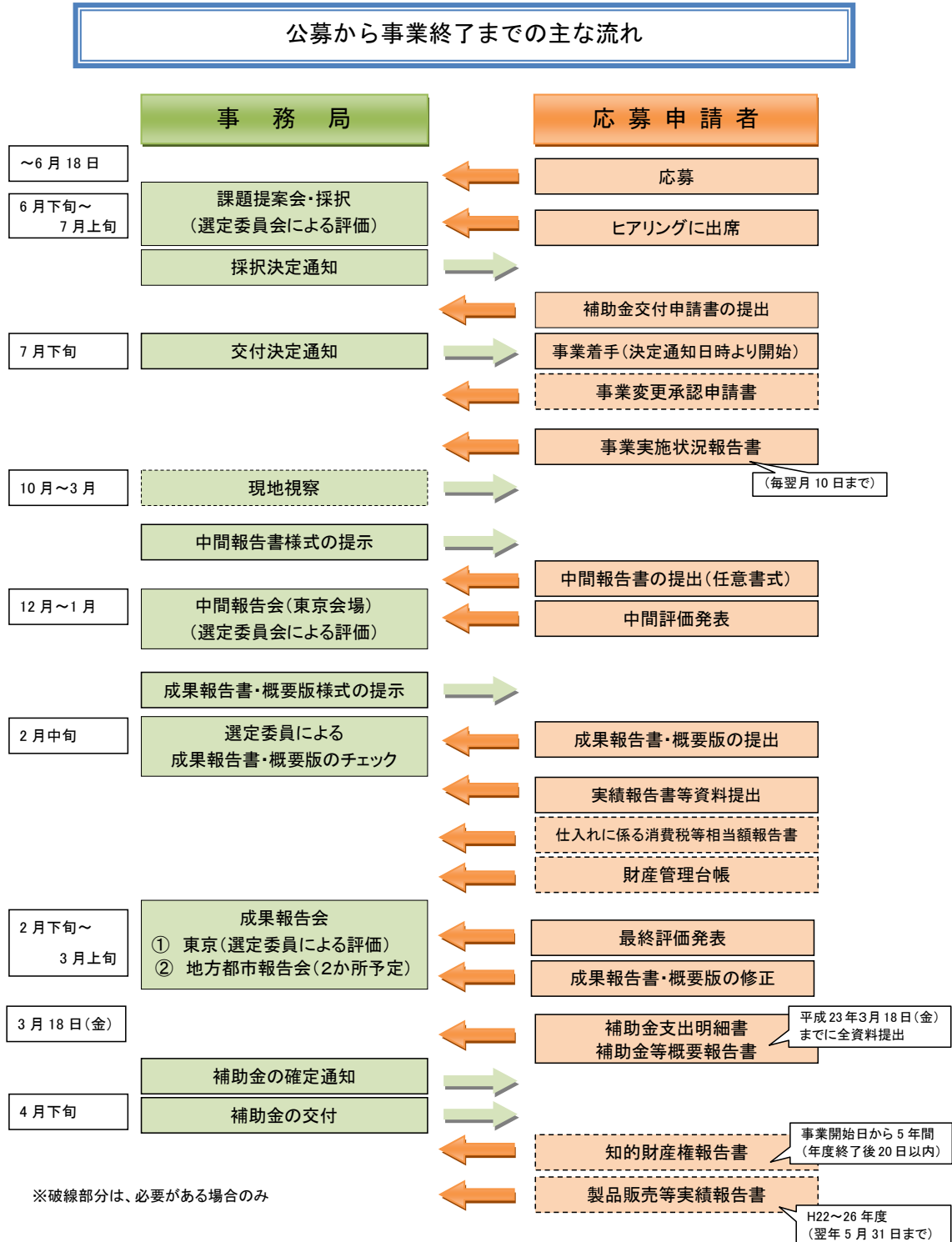
課題領域	課題対策例
需要先の発掘と開拓	地域における販売ターゲットの把握、効果的な情報提供やPR、自治体や地域の産業との連携による木質バイオマス流通モデルの確立
燃料流通網の整備	マーケットを把握した上での小口・大口等の規模別燃料流通網の整備 既存流通事業者との燃料供給に関する連携構築
燃料輸送・配送システムの効率化	距離別燃料輸送手段（鉄道・船等）の最適化
	需要規模に応じた専用運搬車による燃料供給効率の向上
	燃料出荷・受入れ設備の高度化
	燃料貯留・需要量の管理システムの構築 異業種との連携（既存流通ルートの利用）
副産物の有効利用・処理	燃焼灰の有効利用・適切な回収システムの確立
環境負荷低減	燃料流通における環境負荷の低減化
燃料供給の安定化	複数供給者間の燃料供給ネットワークの構築
	燃料の品質低下の防止（輸送手段改善、燃料性状）
	燃料の需要変動への対応

表は、バイオマス燃料の需要拡大や流通整備に関する課題対策を例示したものです。申請による提案内容は、この例に拘らず、地域の課題を踏まえて自由に企画提案してください。

3. 事業実施期間

事業実施期間は、実施事業者の選定の後、林野庁長官から助成金交付の承認が得られた期日から、平成 23 年 3 月 18 日（金）までの単年度事業を原則とします。

公募から事業終了までの、事業の主な流れを以下に示します。



図表 4 事業の主な流れ

4. 助成内容

木質バイオマス燃料の需要拡大や流通整備に関する課題対策について、実証内容の検討・実施計画の立案・実証・評価等の実施に必要な人件費・リース費等の経費を助成します。

平成 22 年度の事業規模は 92,936 千円以内となっており、5 課題程度の採択を予定していますが、状況（応募事業者数、事業内容、予算等）により変動します。

4.1 助成率

事業の実施に直接必要な経費の 10/10 以内とします。なお、応募申請に当たっては、平成 22 年度における事業の実施に必要な額を算出していただきますが、実際に交付される助成金の額は、応募申請書に記載された事業内容等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも申請額とは一致しません。

4.2 助成対象経費の範囲

助成対象経費の範囲は、次の「図表 5 助成対象経費」とおりとします。なお、事業の実施に必要な経費であっても、以下の経費は申請することができません。

- ①建物等施設の建設、不動産取得、機械備品取得に関する経費（資産となるもの）
- ②事業の実施に関連のない経費

また、事業終了後に経費精算する際に、提出していただく資料（領収書、納品書等）に不備、又は紛失があった場合は、助成対象とはなりませんのでご了承ください。

図表 5 助成対象経費

助成対象経費	範囲及び算定方法
(1) 技術者給	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務(ソフトのプログラム設計、専門的知識・技術を要する調査等)について、当該事業を実施する事業実施主体が支払う実働に応じた対価とし、日当たり単価に事業に従事した日数を乗じた額とする。また、日当たり単価の算定については、事業に直接従事した者に係る基本給、諸手当(超過勤務手当は除く)、賞与及び法定福利費を合わせた額を、就業規則で定められた年間就労日数で除した額とする(算定に当たっては、退職給与引当に要する経費は含まれない)。</p> $\text{日当たり単価} = \frac{\text{基本給} + \text{諸手当} + \text{賞与} + \text{法定福利費}}{\text{就業規則で定められた年間就労日数}}$ <p>注)日当たり単価については、必要に応じて算出の根拠資料の提出を求めることがあります。</p>
(2) 賃金	<p>事業を実施するために追加的に必要となる業務(資料整理、作業補助、事業資料作成等)について、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う、実働に応じた対価(日給または時間給)とする。賃金の単価については、業務の内容に応じた常識的な単価であること。なお、賃金には、扶養手当、通勤手当等の諸手当、雇用保険料、健康保険料、退職金共済費等は含まない。</p> <p>注)賃金単価については、各団体の規定及び根拠資料の提出を求めることがあります。</p>
(3) 謝金	<p>事業を実施するために、追加的に必要となる専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た講師等に対する謝礼に必要な経費とする。謝金の単価については、業務の内容に応じて常識的な価格に設定する必要がある。なお、事業実施主体に対し謝金を支払うことはできない。</p> <p>注)謝金の算出方法について、各団体の規定及び根拠資料の提出を求めることがあります。</p>
(4) 旅費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体や専門家等が行う資料収集、各種調査、検討会議、講師等の現地指導、各種打合せ、成果報告会等への出席等の実施に必要な経費とする。</p> <p>注)各種展示会等の視察については補助対象とはなりません。</p>
(5) 需用費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる消耗品費、会議費、印刷製本費等の経費とする(通常の団体運営に伴って発生する経費は含まれない)。</p> <p>①消耗品費 事業を実施するために必要となる文献、書籍、原材料、バイオマス燃料、消耗品、消耗器材、各種事務用品等の調達に必要な経費。</p> <p>②会議費 事業を実施するために直接必要となる会議・委員会等の開催時に出席者に提供する茶、コーヒー等の飲料類の調達に必要な経費とする。なお、事業実施主体が出席した場合、事業実施主体分の会議費は補助対象とならない。また、会議・委員会における食事は補助対象とはならない。</p> <p>③印刷製本費 事業を実施するために必要となる文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費とする。</p> <p>注)機械備品(データ測定用の機材や工具類の購入等)は補助対象とはなりません。必要な場合はレンタルにより対応して下さい(この場合は(7)使用料及び賃借料の区分に計上してください)。</p>
(6) 役務費	<p>事業を実施するために追加的に必要となる人的サービス等に対して支払う経費であり、原稿料、通信運搬費等を対象とする。</p> <p>①原稿料 事業を実施するために必要となる情報を取りまとめた資料・報告書等の執筆者に対して支払う、実働に応じた対価とする。</p> <p>②通信運搬費 事業を実施するために必要となる郵便料、諸物品の運賃の支払いに必要な経費。</p>
(7) 使用料及び賃借料	<p>事業を実施するために必要となる機器、会場、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費とする。</p> <p>①会場借料 事業を実施するために必要となる会議・委員会・勉強会等に必要な経費。 注)通常の団体運営に伴って発生する事務所の賃借料、その他の経費は含まれません。</p> <p>②機器借料 事業を実施するために必要となるデータ測定用機材、専用の特殊車両等の借上げに必要な経費。</p>

※実施事業者が事業の一部作業を外部へ発注する場合は役務費で計上して下さい。なお、業者の選定方法は各団体の規定等に沿って適切な方法で業者を選定して下さい。なお、発注する金額が 50 万円以上となる場合は、複数者(3 者以上が望ましい)から見積りを取得し比較をした上で決定して下さい。

※関連会社から物品等を調達する場合は、利益排除を行った額で申請して下さい。

※申請時の経費については、概算でも金額の根拠が明確であり必要な経費として説明ができることとします。

5. 応募方法

5.1 応募に必要な書類

- ① 所定の書類を提出してください。（「5.2 提出書類及び提出部数」参照）
- ② 応募申請書類以外に、事業内容を説明する資料を添付することもできます。
 ※提出された応募申請書類は、選定審査以外には使用しません。
 ※提出書類に不備があった場合は、無効とさせていただきますのでご注意ください。
 ※提出された提出書類等は返却いたしません。ご了承下さい。

5.2 提出書類及び提出部数

・ 様式 1 応募申請書	2 部 (正 1 部、副 1 部)
・ 様式 2 実施計画書	9 部 (正 1 部、副 8 部)
・ 様式 3 応募申請書類受理票	1 部
・ 添付資料 1 会社概要説明書 (会社パンフレット等)	9 部
・ 添付資料 2 バイオマス燃料事業の実績がわかる資料	9 部
・ 添付資料 3 決算報告書 (直近年度 3 年分) ※1	2 部
・ 添付資料 4 登記簿謄本 (写し可、3 ヶ月以内に取得したもの) ※1	2 部

※1: 申請者が地方公共団体の場合は必要ありません。

※2: 添付資料 1～3 は、任意書式によります。

指定の様式は木質ペレット等地域流通整備事業ホームページから入手できます。

5.3 募集期間

応募受付は平成 22 年 5 月 19 日 (水)～6 月 18 日 (金)とし、事務局まで提出書類を送付していただきます。なお、提出書類の受付は郵送のみとしますのでご了承下さい。

5.4 応募申請書の提出先及び問い合わせ先

応募書類提出先及び事業内容や公募要領についてのお問い合わせは下記までお願いします。

株式会社森のエネルギー研究所 内

木質ペレット等地域流通整備事業事務局 (担当者:長崎、前保)

住所 : 〒198-0036 東京都青梅市河辺町 5-10-1 セントラルビル 2F

TEL : 0428-28-0010

FAX : 0428-28-0037

E-mail : info@mori-energy.jp

URL : <http://www.mori-energy.jp/ryu-tu/top.html>

6. 実施事業者の選定について

6.1 審査の方法

本事業実施にあたって設置する「木質ペレット等地域流通整備実施事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の審査を経て選定します。選定委員会では応募書類及びヒアリングの結果をもとに審査を行います。なお、選定委員会及び審査過程は公平を期すため非公開とし、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じることができませんので予めご了承下さい。また、随時、応募申請内容等について電話等による問合せ、追加資料の提出、実施計画書に関するヒアリング等を求める場合がありますので、予めご了承下さい。

6.2 審査基準

助成先の実施事業者については、以下の審査基準で審査します。

(1) 提案の内容

- ① 提案する事業のテーマと内容が、本公募の目的に合致しているか
- ② 木質バイオマス燃料の需要・流通拡大への効果が見込めるか
- ③ 事業の計画（方法・内容等）が優れているか
- ④ 事業実施スケジュールに無理はないか
- ⑤ 目標達成のための適正な予算となっているか
- ⑥ 定量的な目標設定・評価項目となっているか

(2) 申請者の事業遂行能力

- ① 申請者の事業実施体制が整っているか
- ② 申請者は本事業を遂行するための技術を有しているか
- ③ 申請者の経営基盤が安定しているか

※募集期間終了後、応募申請者に対してヒアリングを求める場合があります。

詳しい日時、場所等については、申請者に対し別途ご連絡いたします。

6.3 審査結果の通知

採択結果については、申請者に対して別個に文書で通知します。また、採択された課題名・申請者名については、後日、本事業のホームページ等で公表します。

7. 事業の実施及び助成金の交付に必要な手続き等

本事業の採択通知を受けた場合、助成金交付申請書を提出していただきます。本事業は、平成 23 年 3 月中旬に完了することとし、完了後、事業実施報告書に必要な書類を添付して平成 23 年 3 月 18 日（金）までに提出していただきます。

助成を受けた事業者は、本事業終了後 5 年間、関係する帳簿、証拠書類又は証拠物等を保存していただきます。

8. 助成金交付決定者に係る責務等

助成金の交付を受けた実施事業者は、事業の実施及び交付される助成金の執行に当たって、以下の条件を守らなければなりません。

8.1 事業の推進

実施事業者は、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持たなければなりません。特に、交付申請書(採択決定後、助成金の交付を受けるために提出することとなっている申請書)の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行う必要があります。

8.2 助成金の経理管理

実施事業者は、交付を受けた助成金の経理管理に当たって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)に基づき、適正に執行する必要があります。実施事業者は、助成事業の実施に当たっては、本事業と他の事業の経理を区分し、助成金の経理を明確にする必要があります。

8.3 事業成果等の報告(及び発表)

本事業により得られた事業成果及び交付を受けた助成金の使用結果については、中間及び本事業終了後に必要な報告を行わなければなりません。最終成果品として、設計図書、本事業により得られた成果等をまとめた報告書を 1 部及び電子データ(CD-R もしくは DVD-R)を 1 部提出していただきます(国及び事務局は、報告のあった成果について、本事業により得られた成果事例集等において公表することを想定しています)。

8.4 視察の受入れ・成果報告会等への協力

事業実施期間中に、事務局の職員等による現地視察・指導を行うことがあるほか、事業成果の普及のため、成果報告会への参加、資料の作成、視察の受け入れ等の協力依頼をすることがあります。

8.5 収益納付等

実施事業者は、補助事業完了日の属する決算期の最初の日から 5 年間、毎年度、補助事業により商品化された製品の販売及び取得した知的財産権の譲渡等の過去 1 年間の実績について、林野庁長官に報告しなければなりません。この事業の実施により実施事業者に相当の収益が生じたと認めるときは、実施事業者に対して、その交付された補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることがあります。

8.6 知的財産の帰属等

本事業の実施により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、発明者に帰属しますが、出願等の状況を林野庁長官に報告しなければなりません。

実施事業者は、国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を国に許諾することとします。当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該知的所有権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、実施事業者は、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾することとします。

8.7 消費税等仕入控除税額の取扱

交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（注）を減額して申請しなければなりません。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、そのまま申請してください。なお、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、林野庁長官に速やかに報告し、指示に従わなければなりません。

（注）消費税等仕入控除税額とは：

実施事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、補助事業に係る課税仕入れに伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、課税仕入れの際の消費税及び地方消費税相当額については、原則として予め補助対象経費から減額しておくこととしています。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。